

さくらねこ無料不妊手術事業利用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫による住民トラブルを無くすため、市内で飼い主のいない猫を適切に管理する活動（以下「地域猫活動」という。）を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」（行政枠）のさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を利用するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) 地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域で適正に管理されている猫をいう。
- (4) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、ボランティアグループ等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫の命を全うするまで1代限りで、その地域において適切に管理していく活動。
- (5) 不妊手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術をいう。

(配布対象)

第3条 チケットの配布を受けることができる者は、不妊手術をしようとする者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる者。
- (2) 多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を施す者。ただし、多頭飼育者本人及び親族は除くものとする。

(配布対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫についてチケットを利用しようとする者は、配布の対象外とする。

- (1) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

(申請)

第5条 チケットを利用しようとする者は、さくらねこ無料不妊手術チケット申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(チケットの配布)

第6条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの配布が適当であると認めるときは、チケットを配布するものとする。

(チケットの返還)

第7条 チケットの配布を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、さくらねこ無料不妊手術チケット返還通知書(様式第2号)により通知し、配布したチケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) チケットの利用方法が著しく不相当と認められるとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

(活動報告)

第8条 申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第3号)を提出するとともに、利用しなかったチケットは速やかに返却するものとする。

(免責)

第9条 市長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(捕獲器)

第10条 捕獲器の貸出しを受けようとする者は、さくらねこ用捕獲器申請書(様式第4号)を提出するものとする。

2 捕獲器の貸出しを受けた者(以下「借受人」という。)は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 捕獲器の使用は借受人の自宅又は設置場所管理者の許可を得た場所とし、捕獲器を仕掛けている間、設置した場所から離れないようにすること。

(2) 飼い主のいない猫を地域猫にするための捕獲以外の用途には使用しないこと。

(3) 動物虐待となるような使い方は決してしないこと。

(4) 捕獲目的の猫以外の動物を誤って捕獲した時には、直ちに放獣すること。

(5) 使用後は捕獲器を清掃すること。

(6) 捕獲器の故障を発見した場合は、直ちに報告及び返却すること。

(7) 捕獲器の使用に伴う事故(負傷、盗難、破損等)の一切は、借受人がその責を負うこと。

(8) 捕獲器を第三者に転貸しないこと。

(9) 捕獲器を必要としなくなったとき若しくは貸出期間が経過したとき、又は貸出しを取り消されたときは、速やかに捕獲器を市に返却すること。

(10) 捕獲器の設置に必要な器具等は、借受人が負担すること。

3 捕獲器の貸出期間は、貸出しを受けた日を含めて8日以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

4 捕獲器の貸出数量は、1基とする。

5 捕獲器の貸出しは、無料とする。

- 6 市長は、次の各号に該当するときは、捕獲器の貸出しを取り消すことができる。
- (1) 借受人が本条第2項の規定を遵守していないと認めるとき。
 - (2) 借受人が捕獲器を適正に管理していないと認めるとき。
- 7 借受人の責めに帰すべき理由により、捕獲器を損傷し、又は紛失したとき、借受人は、相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免し、又は免除することができる。
- 8 捕獲器の使用により、借受人が被った被害及び借受人が第三者に与えた損害に関しては、借受人がその責任を負うものとする。
- (その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する